

地域密着型サービス事業者
指定申請の手引
(令和8年度版)

日田市長寿福祉課介護保険係

目次

1	地域密着型サービスと事業者指定について	1
2	利用者について	2
3	関連する法、基準等について	2
4	事業者指定の概要	3
①	事業者指定について	3
②	新規指定の場合	3
③	地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの一方のみ指定を受けていた事業者が、指定を受けていないもう一方のサービスの指定を受ける場合	3
④	日田市高齢者保健福祉計画の整備目標に基づく公募を経た事業者指定の場合	3
⑤	日田市以外に所在する事業所の指定	3
⑥	事業譲渡等による指定	3
5	令和8年度の新規指定申請受付	3
①	指定申請書の受付	3
②	指定申請受付・相談窓口	4
③	申請書及び添付書類	4
④	防火対象物使用開始届について	4
⑤	建物等検査済証について	4
⑥	近隣住民への説明	4
6	事業者審査	5
7	指定の要件について	5
8	指定を受けた後の注意事項について	5
①	老人福祉法・社会福祉法に基づく届出	5
②	変更届等について	5
③	介護給付費算定に係る体制等に関する届出	6
④	生活保護法による指定介護機関の指定申請	6
⑤	廃止及び休止	6
⑥	他市区町村から指定を受けている場合	6
⑦	指定辞退届	6
9	指導監査について	6
①	指導監査の実施方法	6
②	報告・検査等	7
③	勧告・命令等	7
④	指定の取消し	7
10	指定の更新について	8
11	自己評価・外部評価の実施について	8
12	運営推進会議について	8
13	事故発生時の報告について	9
14	日田市以外の被保険者に対するサービス提供について	9
15	業務管理体制の整備について	9
	資料	10
	日田市日常生活圏域設定図	10

Ⅰ 地域密着型サービスと事業者指定について

平成18年4月に施行された介護保険制度の改正に伴い、住み慣れた地域での生活を支えるため、原則として、その市区町村の方だけが使える地域密着型サービス事業が始まりました。

また、平成24年4月からは、地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」が追加され、平成28年4月からは「地域密着型通所介護」が追加されました。

介護保険法第8条第14項及び第8条の2第12項において、地域密着型サービスの種類は、以下のように、要介護者に対する地域密着型サービスと、要支援者に対する地域密着型介護予防サービスに分類されます。

<地域密着型サービスの種類>

地域密着型サービス	① 夜間対応型訪問介護 ② 認知症対応型通所介護 ③ 小規模多機能型居宅介護 ④ 認知症対応型共同生活介護 ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護 ⑨ 地域密着型通所介護
地域密着型介護予防サービス	① 介護予防認知症対応型通所介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護 ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス(以下「地域密着型サービス」といいます。)を提供する事業者となるためには、市区町村の指定を受けなければなりません。本書は地域密着型サービスを提供する事業者として指定を受ける上で必要な事務手続き等についてまとめたものです。

地域密着型サービス事業者として日田市より指定を受けると、要介護(要支援)認定を受けた被保険者に対して、介護保険法に定める指定地域密着型サービスを提供したときは、当該被保険者が保険給付を受けるべき地域密着型サービス費の支払いを、被保険者に代わり受けることができるようになります。

また、地域密着型サービス事業者は、市区町村による指導監査を受けることになり、不正の手段により指定を受けた場合、その指定は取り消され、支払いを受けた介護給付費を返還していただくことがありますのでご注意ください。

2 利用者について

前述したように、地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、原則としてその市区町村の方だけが使える介護サービスです。

そのため、原則として日田市に所在する事業所は、もともと日田市の住民（被保険者）である人以外は利用できません。

例えば、日田市外の住民が、日田市内の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に住民票を異動して入居する場合などは、地域密着型サービスの趣旨に沿わないものと言えます。

制度の趣旨を十分に理解していただき、サービス提供にあたっては、制度からの逸脱がないよう注意してください。

3 関連する法、基準等について

地域密着型サービス事業者として指定を受け、事業を行うためには、関連法令等資料を確認する必要があります。関連する資料の一部を参考までに例示すると以下のとおりです。

指定申請を行う前に必ず入手し、十分に内容を確認してください。

<関連資料>

- ・ 介護保険法
- ・ 介護保険法施行規則
- ・ 日田市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 4 月 1 日から）
- ・ 日田市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 4 月 1 日から）
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 厚生労働大臣が定める一単位の単価
- ・ 厚生労働大臣が定める基準
- ・ 厚生労働大臣が定める施設基準
- ・ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法
- ・ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額に算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- ・ 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について
- ・ 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について

4 事業者指定の概要

① 事業者指定について

指定地域密着型介護サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定は、事業を行う者の申請により、サービスの種類及び事業所ごとに行います。

ただし、同じサービスの種類の指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同じ事業所で行う場合のみ、併せた申請を行うことが可能です。

また、介護保険法第78条の2第7項により、市が行う指定に関しては『日田市地域密着型サービスの運営に関する委員会』から意見聴取を行うこととなります。

そのため、指定に際し『日田市地域密着型サービスの運営に関する委員会』で述べられた意見を通知する場合があります

② 新規指定の場合

日田市では、新規指定申請の受付を年1回の期間を設定し行います。

令和8年度の新規指定申請受付期間・・・令和8年5月29日(金)～7月17日(金)

③ 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの一方のみ指定を受けていた事業者が、指定を受けていないもう一方のサービスの指定を受ける場合

(認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護)

サービス開始予定一月以前に指定申請を受理した場合、翌月1日に指定を行います。

④ 日田市高齢者保健福祉計画の整備目標に基づく公募を経た事業者指定の場合

施設整備を行う前に事業者の選定を行います。施設整備完了後、一月以前に指定申請を受理し現地踏査を終えた場合、翌月1日に指定を行います。

⑤ 日田市以外に所在する事業所の指定

日田市以外に所在する事業所の指定については、別に定めます。

⑥ 事業譲渡等による指定

経営状態の悪化等により、指定を受けている地域密着型サービス事業を他社に譲渡等する場合は、譲渡等する事業者が当該地域密着型サービス事業を廃止し、譲渡等される事業者が新規に指定を受ける必要があります。

5 令和8年度の新規指定申請受付

① 指定申請書の受付

まず、事前に「地域密着型サービス事業開設等相談(希望調査)票」を提出し、申請の準備を行ってください。事前相談は、随時受け付けております。

事前相談の後、前記の4②で記載のとおり、年1回の期間に申請書の受付を行います。申請書は、日田市役所長寿福祉課介護保険係まで持参してください。

※ 日田市の条例で定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等を満たしていない場合は、指定を受けることができません。施設の整備や職員雇用等を行ってしまった場合は、費用の問題が生じることもありますので必ず事業着手(着工)前にご相談下さい。

※ 施設の整備着手前に事前相談をしていない場合は、開発行為又は建築等に関する証明書の交付を受けられないなど、その他の法令に関わる事務手続きが滞る可能性が

あります。予定していた開設予定日が遅れることも予想されますので、事業の検討後、施設整備等始める前に、必ず市の担当に事前相談をしてください。

② 指定申請受付・相談窓口

提出先	住所	連絡先
日田市役所	〒877-8601	0973-22-8264(直通)
長寿福祉課 介護保険係	日田市田島2丁目 6-1	0973-22-8258(FAX)

③ 申請書及び添付書類

様式及び添付書類一覧は、日田市のホームページ「地域密着型サービス事業所指定等様式集」からダウンロードし、次の関係書類を添えて提出ください。

【関係書類等】

- 収支予算書(資金計画書)
- 法人代表者の経歴書
- 従事者(予定)一覧表(確定していなければ見込み。確定後速やかに再提出してください。)
- 開設予定地及び周辺地の写真
- 契約書・重要事項説明書・個人情報の取り扱いに関する同意書・利用料金表
- 一日のサービスの流れ((看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護)
- 年間行事予定計画書((看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護)
- その他、指定にあたって必要とされる書類(市から別途指示があったもの)

④ 防火対象物使用開始届について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と、それぞれの用途に使用するもとの消防設備・避難設備等について協議調整を進めるとともに、申請前には、所轄消防署の設備検査(立ち入り等)を完了しておく必要があります。

申請時に提出する「防火対象物使用開始届」においては、所轄消防署の【受付印】と【検査済印】の押印がなければ申請受付ができません。

⑤ 建物等検査済証について

新築・改修される建物の開発行為及び建築確認等の手続きについて、当市の建築部局と協議・調整を進めるとともに、申請前に現地確認等を完了しておく必要があります。

申請時には「建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証」(原本証明が必要)を提出してください。

⑥ 近隣住民への説明

地域密着型サービス事業者(夜間対応型訪問介護事業を除く)は、地域住民等と連携及び協力を行う等、地域との交流を図ることとなっています。そのためには、地域住民に、その事業を理解してもらう必要があります。その事業所の運営方針等について、工事等の着手前に、必ず地域住民や自治会、地権者等に対し、事前に説明会の開催等により説明を行い、十分な理解や協力を得るようにしてください。

6 事業者審査

申請の受付後、再度内容を確認し審査を行います。申請に不備がある場合や、指定の要件を満たしていない場合は、指定を行いません。

7 指定の要件について

事業者の指定を受けるには、事業者指定の要件を満たさなければなりません。介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に該当する場合、地域密着型サービス事業者の指定を受けられません。

<事業者指定を受けられない場合>

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請にかかる事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、日田市の条例で定める基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、日田市の条例で定める地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正なサービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 当該申請に係る事業所が日田市の区域の外にある場合であって、その所在地の市区町村長の同意を得ていないとき。
- (5) その他、申請者が罰金の刑に処せられ刑の執行が終わらないもの、指定を取り消され5年を経過しない者等。

8 指定を受けた後の注意事項について

① 老人福祉法・社会福祉法に基づく届出

提供するサービスの種類によっては、事業者等指定の申請とは別に、老人福祉法等に基づく届出が必要となります。

(例)

サービスの種類	老人福祉法	社会福祉法
認知症対応型 通所介護	第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業又は第20条の2の2老人デイサービスセンターとして法第14条及び第15条第2項の届出が必要	法第2条第3項の第2種社会福祉事業として法第69条第1項の届出が必要 (注)
小規模多機能型 居宅介護	第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業として法第14条の届出が必要	法第2条第3項の第2種社会福祉事業として法第69条第1項の届出が必要 (注)

(注) 社会福祉法に基づく届出については、同法第74条の規定により、他の法律で許可、認可又は届出を要するものとされている事業等には適用されないこととされているため、不要となる。

② 変更届等について

地域密着型介護サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地、事務所の所在地、代表者、その他事業所に関する事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市区町村に届け出なければなりません。

変更届は、介護給付費の算定や請求に関わる事項もありますので、提出前に内容や時期を確認してください。

(※新たに加算を算定する場合や加算を変更する場合は、加算を算定する予定月の前月

15日までに変更届を提出してください。)

③ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

介護給付費の算定については、厚生労働省告示及びその関係通知により示されているところです。

この厚生労働省告示では、提供されるサービスの内容を介護給付費に適正に反映させるため、施設等の種類、人員配置等の区分により介護給付費が設定され、また、サービスの内容等に応じて介護給付費単位を加算あるいは減算することとされています。

これらの加算等に関する情報は、各事業者から事業所ごとに市長に届け出ることとされています。届出情報は、市が管理し、また、国民健康保険団体連合会が介護給付費の審査・支払をする際、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する際や指定介護予防支援事業所の介護支援専門員等が介護予防サービス計画を作成する際に必要となるため、関係機関に情報提供します。

④ 生活保護法による指定介護機関の指定申請

生活保護受給者が介護保険サービスを受けるためには、当該サービスを提供する指定居宅サービス事業者等が、介護保険法による事業者指定とは別に生活保護法による指定介護機関の指定を受ける必要があります。ただし、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定があった事業所は、生活保護法の指定を受けたものとみなされます。

なお、事業所の名称等の変更などがあった場合は、10日以内に変更届を事業所所在地を所管する各市の福祉事務所又は保健所宛て提出することとなりますが、手続の詳細については、該当する福祉事務所等に問い合わせてください。

⑤ 廃止及び休止

廃止及び休止については、必ず事前にご相談ください。

また、事業を廃止又は休止する場合は、その廃止又は休止する一月前までに日田市に届け出る必要があります。

⑥ 他市区町村から指定を受けている場合

他市区町村から指定(みなし指定含む)を受けている場合、変更届は当該市区町村にも提出してください。提出書類等詳細は、各自治体に問い合わせてください。

なお、みなし指定の対象となる他市区町村の住民が退居するなど、その指定の効力がなくなった場合は、当該他市区町村に連絡をし、必要な手続きを確認してください。

⑦ 指定辞退届出

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者がその指定を辞退するとき(指定に係る事業を取り止めるとき)は、指定を辞退する日の一月前までに、指定辞退届出書を届け出てください。

9 指導監査について

① 指導監査の実施方法

市区町村長は、指定地域密着型介護サービス事業者が行う指定地域密着型介護サービスが基準を満たしているか、介護報酬の請求に不正がないか等、法令の規定に従って行われているか否かを確認し、必要な指導監査を行うこととなります。

指導監査の実施方法には、集団指導、実地指導があります。集団指導は、全指定事業

所を対象に報酬改定等の時に必要に応じ実施します。実地指導は、運営指導と報酬請求指導の観点から各事業所において、実地にて指導を行います。

また、基準違反の疑いがあると認められた場合等、必要に応じ監査を実施します。指導監査の具体的な日程や方法は、その都度、対象事業所や施設に個別に連絡します。

② 報告・検査等

市長は、必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者等に対し、報告、帳簿書類の提出・提示を求め、又は当該職員をして関係者に質問させ、若しくは事業所等の設備、帳簿書類等を検査させることができるとされています。(介護保険法第78条の7及び第115条の17)

③ 勧告・命令等

市長は、指定地域密着型サービス事業者が当該指定に係る事業所の従事者の知識若しくは技能又は人員について基準を満たしておらず、または、事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて人員、設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告し、勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとされています。(介護保険法第78条の9及び第115条の18)

④ 指定の取消し

指定を受けた事業者又は施設が、以下の事由に該当する場合は、指定の取消、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。(介護保険法第78条の10及び第115条の19)

<指定の取消の事由>

- (1) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、日田市の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者が、指定地域密着型サービス等の事業の設備及び運営に関する基準に従って、適正な指定地域密着型サービスの事業の運営ができなくなったとき。
- (3) 地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (4) 事業者が、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 指定地域密着型サービス事業者等又は当該指定に係る事業所の従業者が出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、指定地域密着型サービス事業者等が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

- (6) 指定地域密着型サービス事業者等が、不正の手段により指定を受けたとき。

10 指定の更新について

地域密着型サービス事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ効力を失いますので、指定の更新の申請が必要になります。指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算されます。

11 自己評価・外部評価の実施について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業者は、原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を受けなければなりません。

また、新規に開設する事業所については、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を行い、開設後1年以内に外部評価の実施及び結果の公表を行う必要があります。（認知症対応型共同生活介護事業所においては、ユニット数の増減により、事業所の運営状況が変化した場合は、日田市が変更届出を受理した日を起算日として、新規開設と同様の扱いとなります。）

事業者が行う結果の公表については、下記のとおりです。自己評価及び外部評価は、必ず、日田市にも提出してください。

<結果の公表>

- (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
- (2) 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示すること。
- (3) 利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。
- (4) 指定を受けた市区町村に対し、評価結果を提出すること。この場合の市区町村とは、事業所が存する市区町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市区町村に対しても同様の取扱いとする。
- (5) 評価結果については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。

12 運営推進会議について

介護保険法の改正により、平成18年4月から事業者（夜間対応型訪問介護を除く）は、家族の代表者や地域住民の代表者等を構成員とした「運営推進会議」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「介護・医療連携推進会議」）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上（認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護、「介護・医療連携推進会議」はおおむね6ヶ月に1回以上）、必要な要望や助言を聞く機会を設けることが義務付けられています。

この会議は、地域に開かれたサービスとして質の確保、向上を図っていくことを後押しします。単に報告や情報交換をするだけに留まらず、話し合いを通して会議メンバーから率直な意見をもらい、サービスの向上に具体的に活かしていくことが大切です。参加メンバーが会議の意義や役割等を十分に理解して、積極的に参加してもらえよう働きかけてください。

13 事故発生時の報告について

サービスの提供時等における事故については、未然に防ぐよう万全の対策を図ることはもちろんですが、事故が発生した場合は、厚生労働省令で定めるとおり市区町村、利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければなりません。

事故発生後は、速やかに事故発生時の状況、関係者及び関係機関への対応状況等を事故報告書により報告していただきます。

14 日田市以外の被保険者に対するサービス提供について

前述したように、地域密着型サービスは、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から制度化されたものです。

事業所所在地の市区町村が指定を行い、その自治体の被保険者のみが保険給付の対象となるため、原則として日田市の住民（被保険者）である人以外は利用できません。

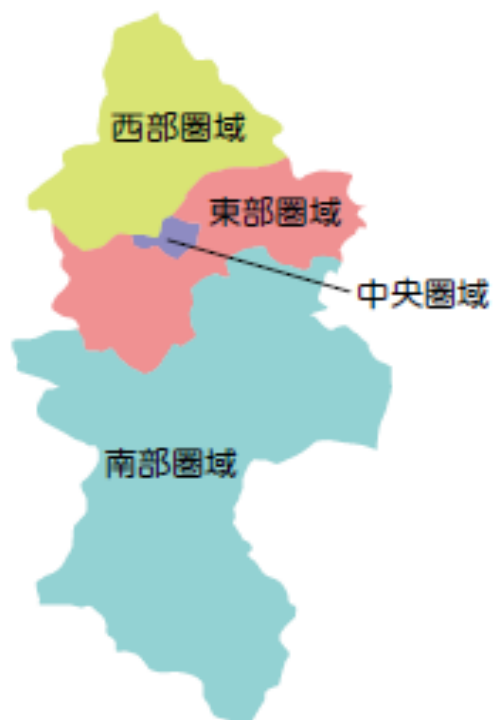
日田市以外の被保険者の利用については、当該保険者からの指定を受けることが必要になり、そのためには当該自治体に対し日田市の同意が必要となります。

日田市の同意を得た自治体からの指定がないままサービスを提供した場合、地域密着型サービス費を請求できない場合もありますので、サービス提供前に必ず日田市やその自治体に相談してください。

15 業務管理体制の整備について

介護保険法の改正により、平成21年5月1日から介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業所であって、すべての事業所が日田市内に所在する事業者は、日田市に届出書を提出してください。

日田市日常生活圏域設定図



圏域名	地区名
中央圏域	隈庄手・竹田・田島・咸宜・桂林
西部圏域	光岡・朝日・三花・小野・大鶴・夜明
東部圏域	三芳・高瀬・西有田・東有田・五和
南部圏域	前津江・中津江・上津江・大山・天瀬